北九州市道路サポーター制度実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、北九州市が維持及び管理する認定道路において、地域の方々の道路清掃・美化などのボランティア活動を支援することで、道路への愛着・環境美化への意識高揚とすそ野を拡大し、もって市民と行政の協働による美しいまちづくりにつなげていくことを目的とする。

（要件）

第２条　この要綱により活動を行う要件は、次の各号に定めるものとする。

（１）　道路の周辺に居住又は勤務する、５人以上で構成された団体。

（２）　活動区域の延長が１００ｍ以上。

（３）　年３回以上の活動を行う。

（認定）

第３条　本制度を活用しようとする団体（以下、「活動者」という。）は、活動区域を定め、各区役所まちづくり整備課（以下、「整備課」という。）を経由して、北九州市長（以下、「市長」という。）に北九州市道路サポーター申込書（別紙様式１）及び北九州市道路サポーター構成員名簿（別紙様式２）を提出する。

２　市長は、届出された内容を審査の上、活動者を認定する。また、認定を証するため、認定書（別紙様式３）を交付する。

３　市長は、活動者を認定したときは、活動者と北九州市道路サポーター制度の活動に関する確認書（別紙様式４）を締結する。

４　市長は、活動者が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）または、暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）もしくは暴力団員と密接な関係を有するものであるときは、認定を行わない。

（活動計画及び活動報告）

第４条　活動者は、毎年３月３１日までに、４月１日から翌年３月３１日までの活動予定を、活動計画書（別紙様式５）により、整備課を経由して、市長に提出する。

２　活動者は、毎年４月３０日までに、年度内の活動実績を、活動報告書（別紙様式６）により、整備課を経由して、市長に報告する。

（活動内容）

第５条　活動者が行う活動内容は、活動区域における道路の清掃、維持（異状の通報等）活動とともに次に掲げるものとする。

（１）　活動区域の花壇の手入れなどの景観美化活動

（２）　その他道路美化に必要な活動

（市の役割）

第６条　市は、活動者の活動に対し、次に掲げる事項を行うものとする。

（１）　清掃美化活動に必要な用具等の貸与及び支給

（２）　清掃美化活動により集められたゴミの回収

（３）　道路美化活動に必要な花苗等の支給

（４）　北九州市市民活動保険の適用

（５）　散水栓の設置（植樹帯があり、市長が適当と認めた場合に限る。）

（６）　サインボードの設置（市長が適当と認めた場合に限る。）

（７）　その他活動に必要な事項

（認定期間の継続及び変更）

第７条　認定期間は、活動者から、確認書の変更又は解除の申し出がない場合は継続するものとする。

２　市長は、活動者が確認書変更・解除届（別紙様式７）を申し出たときは、確認書を変更又は解除することができる。

３　市長は、活動者が確認書の各条に規定する義務を履行できないとき、又は活動者としてふさわしくないと認められるときは、確認書を解除するものとする。

　（第三者に対する損害）

第８条　活動者の帰すべき原因により第三者に損害を与えた場合は、活動者が対応することとする。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定めるものとする。

付　則

この要綱は、平成１７年９月７日から施行する。

付　則

この要綱は、平成１９年４月１日から一部を改正し施行する。

付　則

この要綱は、平成２６年９月１日から一部を改正し施行する。

　付　則

この要綱は、令和５年１０月１日から一部を改正し施行する。